

京都市告示第299号

京都市呉竹文化センターの指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都市文化会館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年 8月13日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

平成28年 3月 8日(火) 午前9時～午後9時30分

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)